

契約締結にあたって

1 履行保証について

300 万円以上の工事請負契約・50 万円以上の工事に関する委託契約の場合、原則として 10%以上の契約保証金（現金または小切手）もしくは、履行保証証券等を契約日までに契約書と一緒に契約担当課に提出してください。（工事請負契約・工事に関する委託契約以外のものでも、契約保証金の納付を求める場合があります。）

現金または小切手（小切手は現金化しますので注意をしてください。）で納付された契約保証金は、履行完了後に完了承認通知書の写し・納入通知書兼領収書を添えて、契約保証金還付請求書により返還請求してください。なお、契約書中の「5 契約保証金」の欄は、提出時に契約担当課が記入しますので、空欄のままご持参ください。

※ 現金または小切手で納められた契約保証金の返還の手続きには、10 日程度を要します。

2 違約金に関する特約条項

契約にあたり、談合等による損害賠償請求のための『違約金に関する特約条項』を締結していただきます。所定の様式に記名押印の上、契約書に綴ってください。なお、本特約条項を締結しない場合は、原契約の締結はできません

3 前払金について

工期が 90 日以上で 300 万円以上の工事請負契約・工事に関する委託契約の場合は、原則として前払金の請求ができます。前払金を受ける場合は、契約締結後 30 日以内に保証事業会社（西日本建設業保障株式会社）の保証書を添付して、工事請負費請求書を担当課に提出してください。なお、前払金を受けた場合、下請負契約を締結している下請負業者に対して、必要な費用は、現金で前金払いしてください。

また、前払金を受けた工事については、中間前払いの請求もできます。詳しくは大野城市財務規則第 58 条及び第 58 条の 2 を参照してください。

4 工事实績情報システムへの登録について

工事請負代金が 500 万円以上の工事は、契約後 10 日以内に（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に基づき「工事カルテ」を作成し工事担当者の確認を受けた後、「工事カルテ受領書」の写しを工事担当者に提出してください。契約変更時、竣工時にも同様にしてください。（ただし、工事請負代金が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとします。）

5 建設リサイクル法第 13 条及び省令（施行令）第 4 条に基づく書面について

表 1 に該当する工事請負契約の場合で特定建設資材を利用する又は、解体する工事については、建設リサイクル法第 13 条及び省令（施行令）第 4 条に基づく書面を、あらかじめ工事担当者とは打ち合わせの上作成し、契約書に綴ってください。この場合、工事請負契約中の「9 解体工事に要する費用等」の欄は、「別紙のとおり」と記入してください。

[記載要領]

1 分別解体等の方法

工程ごとに作業の「有無」、解体の方法（手作業か手作業・機械作業の併用かの別）を記入してください。

2 解体工事に要する費用

特定品目の取壊し費用と現場から搬出するための積み込み費用の合計額（受注者の見積額）を記入してください。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等を依頼する施設の名称及び所在地を記入してください。欄が不足する場合は、欄を複写して追加してください。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する経費

再資源化等に要する経費と運搬費の合計額を記入してください。金額は、再資源化等をするための施設に実際に支払う額ではなく、受注者の見積額です。

* 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト、木材です。

表 1

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積 80 m ²
建築物の新築・増築等	床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替え（リフォーム）等	請負金額 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500 万円以上

6 粗雑履行及び契約違反業者の処置について

粗雑履行及び契約違反行為等が生じた場合、大野城市指名停止等の措置に関する規則等により、厳正なる対応をします。つきましては、適正なる契約の履行と打ち合わせ記録の整備徹底等をお願いします。契約違反行為・粗雑履行等を確認したときは、登録資格取消、指名停止、指名回避、契約解除等の処分を行います。

本市担当者との協議打ち合わせ時の内容・指示等については、記録簿等を作成し、内容を確認の上保管してください。記録簿等には、双方の出席者で押印又はサインをしてください。